

公 告

防衛省陸上自衛隊
松山駐屯地業務隊長
鎌 田 一 徳

松山駐屯地における売店の設置及び経営に関する業者の募集について
(理髪)

愛媛県松山市南梅本町乙107に所在する陸上自衛隊松山駐屯地において、売店(理髪店)を設置し、経営を行う業者について次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)又は同等の資格を有すること。
- (2) 「暴力団排除に関する誓約書」を応募時に提出すること。

2 募集業種及び店舗数
理髪店(1店舗)

3 設置方法

国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

4 設置条件

- (1) 厚生センター1階、理髪店舗用スペースに設置
- (2) 平日の営業を原則とします。
- (3) 設置期間は、令和6年度の使用許可告示後、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、ただし、最大5年間は、本公募により延長することが可能です。
店舗の設置、撤去等に要する期間は、業務期間内とします。

5 公告期間

令和6年5月27日(月)～令和6年6月7日(金)

6 募集要領の配布

- (1) 配布場所
陸上自衛隊松山駐屯地業務隊厚生科
- (2) 時 間
土日祝日を除く、午前9時から午後1時、午後2時から午後5時に配布します。

7 応募業者に対する説明会

(1) 日 時

令和6年6月17日（月）午後2時から

(2) 場 所

陸上自衛隊松山駐屯地厚生センター内「図書室兼会議室」

(3) 携行品

募集要領、仕様書、印鑑（シャチハタ等のスタンプ印は不可です。）

(4) 注意事項

ア 本説明会に参加されない業者は、公募に参加できません。

イ 参加希望業者（各業者2名以内）は、令和6年6月12日17時までに説明会参加申込書（募集要領別紙様式第5）に必要事項を記入のうえ、郵送又はFAXでご連絡ください。

8 問合せ先

陸上自衛隊松山駐屯地業務隊厚生科厚生班

所在地 791-0245 松山市南梅本町乙115

電 話 089-975-0911 内線529 担当 厚生班長

FAX 089-975-0911 内線357 交換でFAXに切替え。

9 その他

細部内容は、募集要領によります。

「防衛省陸上自衛隊松山駐屯地における売店（理髪店）の設置及び経営」募集要領

防衛省陸上自衛隊松山駐屯地業務隊厚生科

募 集 要 領

1 目 的

愛媛県松山市南梅本町乙107に所在する防衛省陸上自衛隊松山駐屯地において、隊員及び来駐者等の利便性を確保するため、売店（理髪店）の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 「暴力団排除に関する誓約書」を提出すること。

3 設置施設の所在地及び名称

愛媛県松山市南梅本町乙107 防衛省陸上自衛隊松山駐屯地

【重要】

4 募集要領・仕様書等の業者説明会

この説明会に参加されない業者（継続業者を除く。）は本公募に参加できません。

(1) 日 時

令和6年6月17日（月）午後2時

(2) 場 所

愛媛県松山市南梅本町乙115

防衛省陸上自衛隊松山駐屯地厚生センター内、図書室兼会議室

(3) 携行品

募集要領、仕様書、印鑑（認印可、シャチハタは不可）

※ 参加希望業者（各業者2名以内）は、令和6年6月12日17時までに説明会参加申込書（別紙様式第5）に必要事項を記入のうえ、郵送又はFAXでご連絡ください。

FAX：089-975-0911（内線357を告げ、交換でFAXに切替え。）

防衛省陸上自衛隊松山駐屯地業務隊厚生科（担当）厚生班長 宛

5 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

(2) 設置業種及び店舗数

理髪店、厚生センター内店舗用スペース1店舗

(3) その他

別添仕様書のとおり。

6 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、公募に必要な資格を確認するため、次に示す書類を直接提出又は、郵送すること。

なお、提出された書類は、返却しない。

ア	申請書（別紙様式第1）	1部
イ	企画提案書（別紙様式第2）	1部
ウ	主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）	1部
エ	業務確約書（別紙様式第4）	1部
オ	説明会参加申込書（別紙様式第5）	
カ	戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）	1部
キ	営業経歴書、財務諸表（直近のもの）	1部
ク	直近の法人税又は所得税に関する納税証明書	1部
ケ	商品等概要（任意様式、パンフレット可）	1部
コ	印鑑証明書	1部
サ	都道府県知事等の発行の営業許可書の写し（営業許可が必要な場合）	1部
シ	誓約書（松山駐屯地業務隊長宛、中四国防衛局長宛）（別紙様式第6）	各1部
(注)	<u>防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しをカ、キ及びクに定める書類に代えることができる。</u>	

(2) 提出先

防衛省陸上自衛隊松山駐屯地業務隊厚生科

愛媛県松山市南梅本町乙115

電話 089-975-0911 内線529番（担当 厚生班長）

(3) 提出期限

令和6年7月2日（火）午後5時までに持参又は郵送（配達記録郵便等）すること。

(4) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為や関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があつた場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があつたと認められる場合

オ その他、違反と認められる場合

(5) 提案修正の禁止

提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

(6) その他

別添仕様書のとおり

7 選考方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考及び総合的審査の上、設置業者を決定する。なお、必要に応じて見本審査又は、プレゼンテーション審査を実施する場合がある。

ただし、決定後に辞退、又は失格等があつた時は次点の者とする。

8 決定業者の告示

令和6年7月16日（火）午前10時以降に防衛省陸上自衛隊松山駐屯地厚生科より直接連絡するとともに厚生センターロビーに掲示する。

9 業者決定後の提出書類

売店の設置及び経営の業者として決定された者は、設置に係る書類を提出期限までに持参又は、郵送（配達記録郵便等）すること。

(1) 提出書類

- ア 国有財産使用許可申請書（別途配布）
- イ 国有財産使用許可申請書の提出に当たって（別途配布）
- ウ 役員名簿（別途配布）
- エ 従業員名簿（別途配布）
- オ 火気、電気使用申請（別途配布）

(2) 提出先

申請書等の提出先に同じ。

(3) 提出期限

令和6年7月26日（金）1700（必着）

10 その他

出店に際し販売品目等一部制限を付す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

申 請 書

令和 年 月 日

防衛省陸上自衛隊松山駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

愛媛県松山市南梅本町乙 1 0 7 防衛省陸上自衛隊松山駐屯地において、売店（理髪店）を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

企画提案書（2枚以内）

会社名：_____

a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3による）
b 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字基準）
c 省エネルギー・環境対策・ゴミ・廃棄物の処分方法（200字基準）
d 衛生管理方法（200字基準）

e クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の
対処方法（200字基準）

f 防衛省における営業方針（200字基準）

g 会社概要

(a) 本社所在地

(b) 設立年月日

(c) 資本金

(d) 社員数

(e) 店舗数

(f) 売上高

h その他アピールポイント（200字基準）

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

防衛省陸上自衛隊松山駐屯地業務隊長 殿

「愛媛県松山市南梅本町乙107防衛省陸上自衛隊松山駐屯地における売店（理髪店）の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

説明会参加申込書

連番	会 社 名 等			出 席 者 名	
	名 称	所在地	電話番号 F A X 番号	役 職	氏 名
1					
2					
備考欄					

誓 約 書

 私 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件(使用許可物件)を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件(使用許可物件)を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

陸上自衛隊松山駐屯地業務隊長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件(使用許可物件)を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件(使用許可物件)を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長

中国四国防衛局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

仕 様 書

1 業務件名

防衛省陸上自衛隊松山駐屯地における売店（理髪店）の設置及び経営

2 業務内容

理髪店舗用スペースに理髪店の設置及び経営（1店舗）

3 相手方の決定

本業務を行う者については、防衛省陸上自衛隊松山駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、売店（理髪店）の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、中国四国防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国が使用財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を現状に回復し返還すること。ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。
- (5) 「暴力団排除に関する誓約書」の内容は提出後も相違のないこと。

6 国有財産使用料

丙は、乙に売店（理髪店）の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を歳入徴収官が指定する期日までに納入すること。

※ 光熱水量が発生した場合は、別途徴収する。

7 業務期間・時間

設置期間は、令和6年度の使用許可告示後、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間で、原則として平日の1100～1400及び1700～2100の間とし、細部は別途協議する。

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

(1) 丙は、自らの責任において売店（理髪店）を管理し、火災、盗難中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

12 情報保全の遵守

(1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

(2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、事前に甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。

15 業務仕様

(1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。

(2) 丙は、本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。

(3) 丙は、庁舎内の出入り及び施設への立ち入りについては、松山駐屯地で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこととする。

(4) 売店（理髪店）の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担に関する。また、当該業務の遂行にあたっては、担当職員の指示に従うこと。

- (5) 丙は、本業務に要する光熱水量のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (6) 業務実施に当たり、常に良好なサービスの提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (7) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、丙は営業許可を取得した後、販売すること。
- (8) 丙は、商品の瑕疵等について利用者、又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (9) 丙は、常に設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (10) 丙は、売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年5月末日までに担当職員に提出すること。
- (11) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し）、その他担当職員の指示する書類）を担当職員に提出しなければならない。
- (12) 甲の緊急時等の都合により、丙による使用中止を求める場合がある。
- (13) 店内での喫煙は不可とする。
- (14) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議し決定するものとする。